

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 改め文 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正案	政府案
<p>第二条第二項中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。</p> <p>6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、地域の特性を生かした事業の展開及びその利益の地域における経済活動への還元等に配慮しつつ、太陽光、風力、水力、地熱等の自然界に存する熱その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条第一項に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に依拠して当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他のエネルギーの使用の合理化をはじめとする地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び</p>	<p>第二条第二項中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。</p> <p>6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に依拠して当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものという。</p>

社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

第二条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第二条の二 (略)

2| 地球温暖化対策の推進は、科学的知見の充実に努めつつ地球温暖化を防止する予防的な取組方法により早期に対応することを旨として、行われなければならない。

3| 地球温暖化対策の推進は、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るとともに、情報の適切な公開により透明性を確保しながら行われなければならない。

4| 地球温暖化対策の推進は、地球温暖化が生活、社会、経済又は自然環境に及ぼす影響への適応に伴う将来の国民の負担が過重なものとならないよう、迅速かつ適切に行われなければならない。

5| 地球温暖化対策の推進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、国際的協調の下に、国際社会において我が国の占める地位に応じて積極的に行われなければならない。

第三条第二項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第五項中「温室効果ガスの排出の

第二条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第二条の二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三条第二項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第三項中「温室効果ガスの排出

抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」及び「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「当該抑制等の」を「その」に改め、「行うとともに」の下に「必要な資金の確保」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3| 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策の推進に当たっては、国民の意見を国の施策に反映させるため、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し広く国民の意見を求めるための制度の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第二項中「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」及び「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2| 地方公共団体は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施

の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」及び「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「当該抑制等の」を「その」に改め、「行うとともに」の下に「必要な資金の確保」を加え、同条第四項及び第五項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第四条第一項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第二項中「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化」及び「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

(新設)

策の推進に当たっては、住民の意見を当該地方公共団体の施策に反映させるため、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し広く住民の意見を求めるための制度の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「講ずる」を「講じ、及びその講じた措置に関する情報を公開する」に改める。

第六条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第八条第二項第三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第四号中「抑制」を「削減」に改め、同項第八号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 地球温暖化対策に関し、国民の意見を国の施策に反映させるために必要な措置に関する基本的事項

第八条第四項中「地球温暖化対策計画を」の下に「国会に報告する

第五条及び第六条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第八条第二項第三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第四号中「抑制」を「削減」に改め、同項第八号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

(新設)

(新設)

とともに、「」を加える。

第十五条の次に次の見出し及び二条を加える。

(地球温暖化対策討議会)

第十五条の二 本部に、地球温暖化対策討議会（以下この条及び次条において「討議会」という。）を置く。

2| 討議会は、委員二百人をもって組織する。

3| 委員は、衆議院議員の選挙権を有する者であつて選挙人名簿に登録されているものの中から、政令で定めるところにより、くじで選定するものとする。

4| 討議会は、本部長の諮問に応じ、我が国における二千五十年までの第二条の二第一項に規定する脱炭素社会の実現のための施策の在り方その他の地球温暖化対策に関する重要事項について調査審議し、本部長に対して建議を行う。

5| 本部は、その事務を行うに当たっては、前項の規定により討議会が述べた意見を尊重しなければならない。

第十五条の三 討議会に、専門的な知見を補うため、専門補助員を置くことができる。

2| 専門補助員は、討議会が調査審議する事項に関し優れた識見を有する者のうちから、本部長が任命する。

(新設)

3| 専門補助員は、討議会において、専門的な知見に基づき、次に掲げる職務を行う。

一| 討議会が調査審議する事項に関する情報を提供し、及び説明すること。

二| 専門的見地から必要な助言を行うこと。

第四章の章名中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国及び地方公共団体の施策)」を付し、同条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二| 国は、エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用の促進により温室効果ガスの排出の量の削減等に資するため、その設置する施設について、省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修（エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用を目的として、建築物その他の工作物の増築、改築、修繕、改良、模様替え若しくは一部の除却又は敷地の整備を行うこと）をいう。次項において同じ。）を計画的に実施するものとする。

2| 地方公共団体は、国に準じて、その設置する施設の省エネルギー

第四章の章名及び第十九条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

(新設)

「再生可能エネルギー利用改修に関し必要な施策を講ずるよう  
に努めるものとする。」

第二十一条第一項中「削減並びに吸収作用の保全及び強化」を「削減等」に改め、同条第三項中「都道府県並びに」を「都道府県及び指定都市等（」に改め、「の指定都市」の下に「（以下「指定都市」という。）」を加え、「（以下「指定都市等」という）」をいう。以下同じ」に、「前項」を「前項各号」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第一号中「風力」の下に「水力、地熱等の自然界に存する熱」を加え、「自然的条件」を「自然的社会的条件」に改め、同項第二号中「役割の利用」の下に「エネルギーの使用の合理化」を加え、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項に次の一号を加える。

五（略）

第二十一条第六項中「指定都市等」を「市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）」に改め、「あらかじめ、」

第二十一条第一項中「削減並びに吸収作用の保全及び強化」を「削減等」に改め、同条第三項中「都道府県並びに」を「都道府県及び指定都市等（」に改め、「の指定都市」の下に「（以下「指定都市」という。）」を加え、「（以下「指定都市等」という）」をいう。以下同じ」に、「前項」を「前項各号」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項第一号中「自然的条件」を「自然的社会的条件」に改め、同項第二号及び第三号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項に次の一号を加える。

五（略）

第二十一条第六項中「指定都市等」を「市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）」に改め、同項を同条第十

の下に「公聴会の開催その他」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「指定都市等」を「市町村」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 (略)

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 (略)

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）及び地域の環境の保全等のため地域脱炭素化促進事業の対象としない区域

三〇五 (略)

六 地域脱炭素化促進事業への住民の関与に関する事項

6・7 (略)

第二十二條第一項中「指定都市等」を「市町村」に、「に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整」を「及び実施に關し必要な協議」に、「地方公共団体実行計画協議会」を「の協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）」に改め、同条

項とし、同条第五項中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「指定都市等」を「市町村」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 (略)

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 (略)

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三〇五 (略)

(新設)

6・7 (略)

第二十二條第一項中「指定都市等」を「市町村」に、「に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整」を「及び実施に關し必要な協議」に、「地方公共団体実行計画協議会」を「の協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）」に改め、同条



第二項中「前項の」を削り、同項第一号中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項第二号中「事業者、住民その他の当該」を「地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民、地方公共団体実行計画において促進区域を定めようとする場合における当該促進区域内の住民及び土地の所有者その他の当該道府県及び市町村の」に改め、同項第三号中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「助言をする」を「助言、資料の提供その他の協力を行う」に改め、同条に次の二項を加える。

4・5 (略)

第二十二條の次に次の十三條を加える。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定)

第二十二條の二 (略)

2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇八 (略)

九 地域脱炭素化促進事業への住民の関与に関する事項

十 (略)

3〇17 (略)

第二項中「前項の」を削り、同項第一号中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項第二号中「事業者」を「地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者」に改め、同項第三号中「指定都市等」を「市町村」に改め、同条第三項中「第一項の」を削り、「助言をする」を「助言、資料の提供その他の協力を行う」に改め、同条に次の二項を加える。

4・5 (略)

第二十二條の次に次の十三條を加える。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定)

第二十二條の二 (略)

2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇八 (略)

(新設)

九 (略)

3〇17 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一条及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条から第六条まで並びに第八条第二項及び第四項の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一条及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及

十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項及び第三項において「旧法」という。）第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項及び附則第九条第二項において「新法」という。）第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画が定められるまでの間、同項の規定に基づく地球温暖化対策計画とみなす。

2| この法律の施行の際現に存する旧法第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、新法第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

3| (略)

び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 (新設)

この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（次項において「旧法」という。）第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

2| (略)

(検討)

第九条 政府は、地球温暖化に伴う気候変動に起因する影響が危機的な水準にあることに鑑み、気候変動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2| 政府は、新法第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進施設の設置に関する区域の設定及びその効果の在り方について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(新設)